

PCB廃棄物の 適正な処理の推進について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
地方環境事務所 資源循環課

1. PCB(ポリ塩化ビフェニル)について

○ PCB (Polychlorinated biphenyl: ポリ塩化ビフェニル) は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性が良い、沸点が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。

○ PCBは、絶縁性等の性質により、主として次の用途に使用。

・トランス用絶縁油、コンデンサ用絶縁油

高圧トランス (変圧器: 発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等で使用)

高圧コンデンサ (送配電線等で使用)

低圧トランス・低圧コンデンサ (家電製品の部品等)

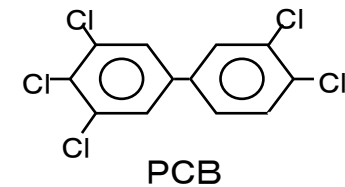
柱上トランス (配電用)

・熱媒体 (熱媒油)、潤滑油

化学製品などの製造工場の熱媒体、機械の高温用の潤滑油

・感圧複写紙

PCBが塗布



○ また、PCBは人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく、広範に環境中に残留していることが知られている。

PCB廃棄物の種類

高濃度PCB

①高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

②安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③可燃性のPCB汚染物(100,000mg/kg超)



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナー手袋



汚泥

④不燃性のPCB汚染物(5,000mg/kg超)

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の5事業所

※②、③は北海道・北九州のPCB処理事業所で処理

低濃度PCB

①微量のPCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

②可燃性のPCB汚染物等(100,000mg/kg以下)

③不燃性のPCB汚染物等(5,000mg/kg以下)



金属くず、コンクリくず、廃油等

都道府県及び政令市の長による許可施設

環境大臣による無害化処理認定施設

※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

PCB問題の歴史的経緯

1. 問題の発生～製造の中止

- 昭和29年(1954) PCBの国内製造開始
- 昭和43年(1968) 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「**カネミ油症事件**」が発生
- 昭和47年(1972) 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示(国内使用量 累計約5.4万トン)

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられるが、全て失敗(39戦39敗)

この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失(平成10年(1998) 厚生省調査)

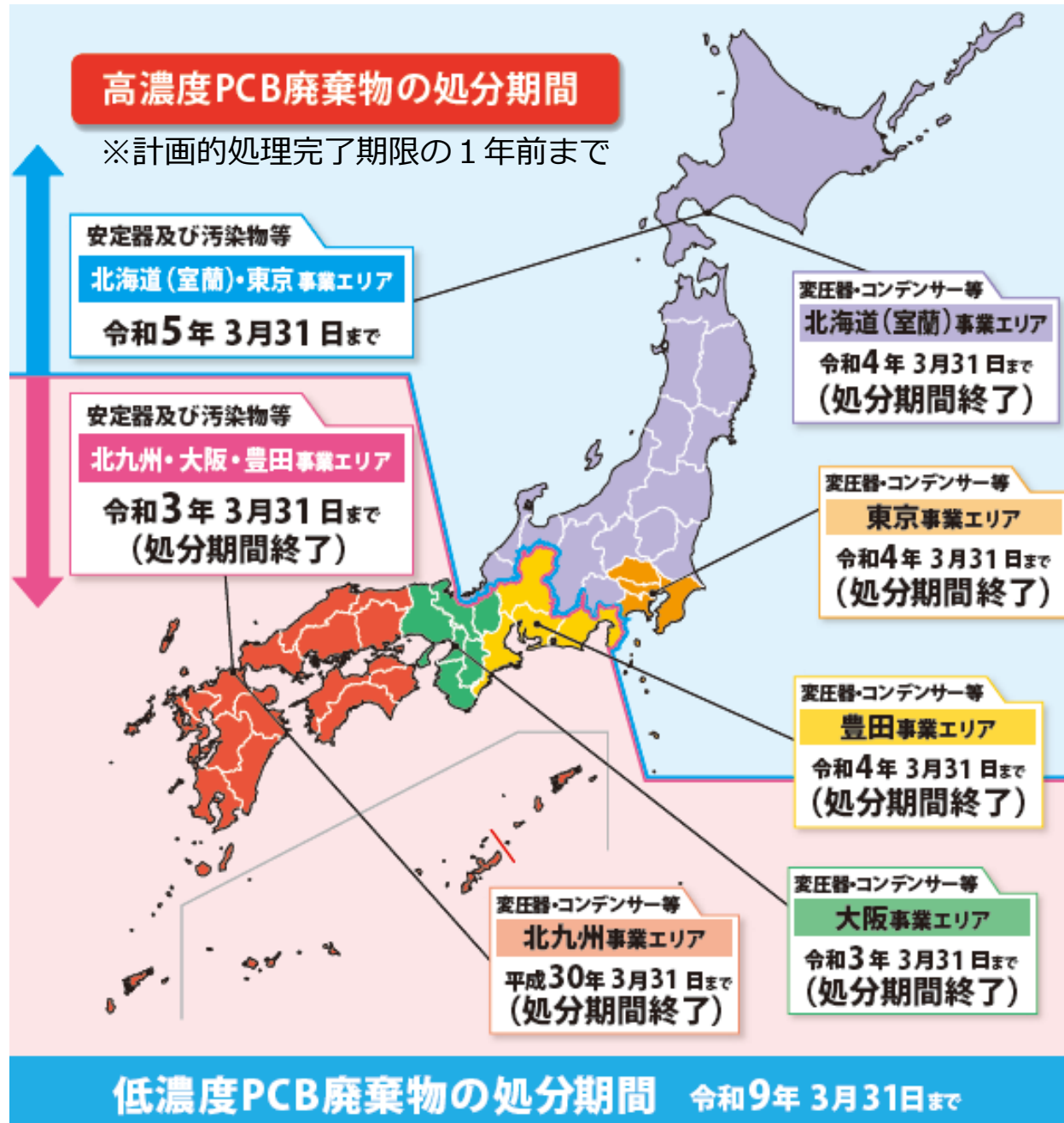
→処理の停滞・保管の長期化

→漏洩等による環境リスクの増加

2. PCB特措法の成立～PCB廃棄物処理事業の実施

- 平成13年(2001) **PCB特措法成立**。国が主導し、**全国5か所にJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の処理施設**(世界でも類を見ない大規模な化学処理方式)を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。
- 平成16年(2004) 北九州PCB廃棄物処理施設で高圧変圧器・コンデンサー等の処理を開始。
(平成17年(2005) 豊田、東京、平成18年(2006) 大阪、平成20年(2008) 北海道の処理施設で順次処理を開始)
- 平成21年(2009) 北九州PCB廃棄物処理施設(第2期)で安定器・汚染物等の処理を開始。
(平成25年(2013) 北海道の処理施設(増設)で順次処理を開始)
- 平成26年(2014) 各施設の処理期限(当初は平成28年7月)を延長。再延長は無いこと等を施設の立地自治体に約束。事業エリアを越えた広域連携を開始。
- 平成28年(2016) PCB特措法改正。処分期間内(計画的処理完了期限の1年前まで)の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。
- 令和4年5月 PCB廃棄物処理基本計画の変更

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処分期間



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要

- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（PoPs条約）が平成16年(2004)5月に発効した。
- この条約では、PCBに関し、令和7年(2025)までの機器内における使用の廃絶、令和10年(2028)までの適正な管理が求められており、我が国は平成14年8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. PoPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)とは

- ① 環境中で分解しにくい(難分解性)
- ② 食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい(高蓄積性)
- ③ 長距離を移動して、極地などに蓄積しやすい(長距離移動性)
- ④ 人の健康や生態系に対し有害性がある(毒性)

のような性質を持つ化学物質。

2. スtockホルム条約の目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。



2. PCB特別措置法に基づく規制について

PCB特別措置法における規制

- ◆**PCB特別措置法**(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)とは:
- 単に適正な処理を目指すのみならず、「長期にわたり処分されていない状況にあること」に鑑み、追加的な規制の実施と必要な体制の整備により、「確実に」処理することを目的とする。
 - **廃棄物処理法**と相まって規制することとしている

保管事業者の責務:「確実にかつ適正な処理」(法第3条)

期限内の処分(第10条)

- 政令において定める期間内にPCB廃棄物を処分しなければならない
- 期間内にPCB廃棄物の処分をしなかった場合、行政処分(改善命令)の対象。
※改善命令に違反した場合、3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科
- 高濃度PCB廃棄物は、改善命令を経ても処分されなかった場合等において、環境大臣又は都道府県知事による行政代執行の対象。

保管の届出及び保管場所変更の制限(第8条)

- 毎年6月末までに、前年度の保管及び処分の状況を届け出なければならない
- 保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない
※ただし、高濃度PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く

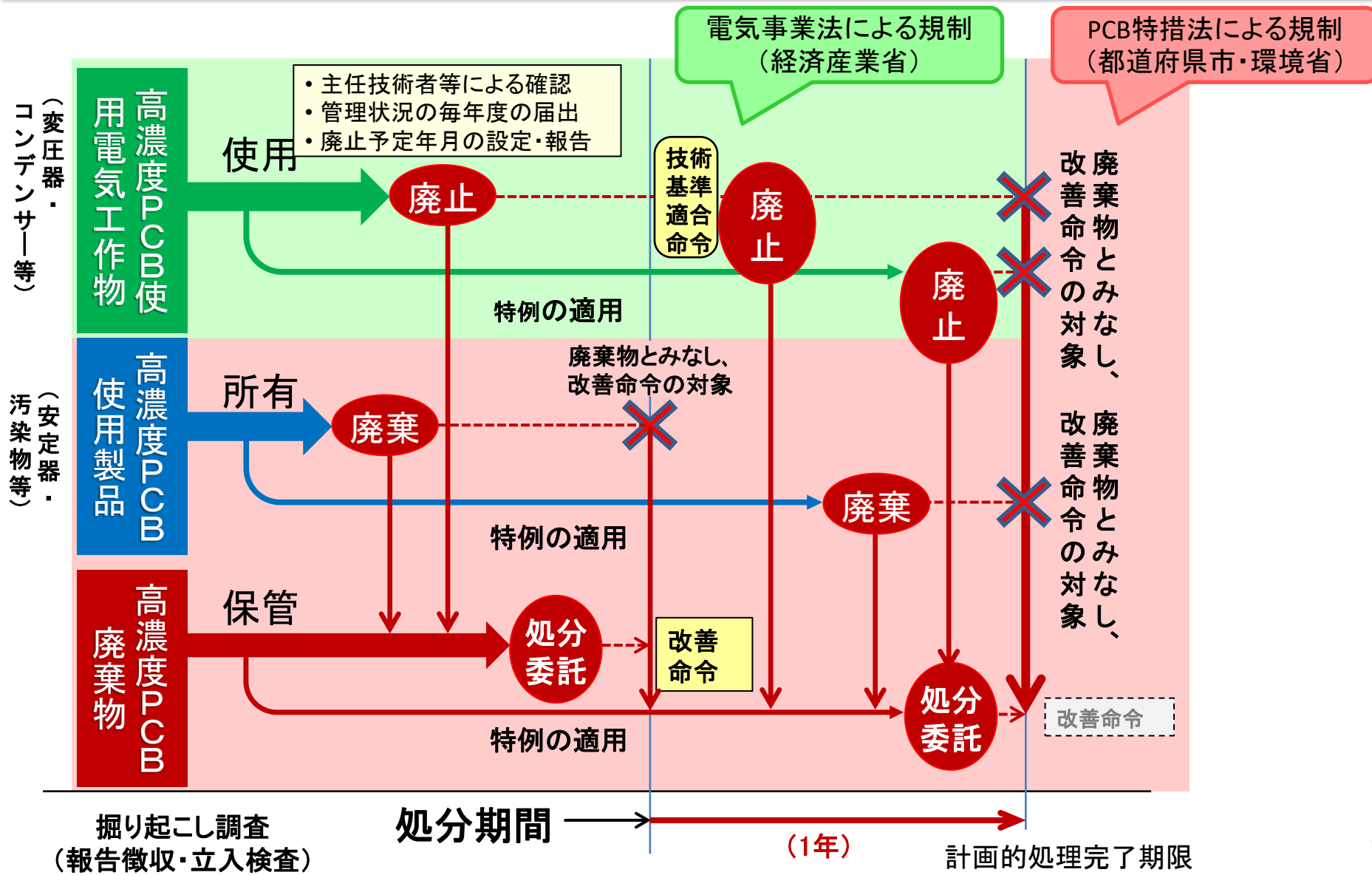
譲渡し・譲受けの制限(第17条) 等

- 何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲受けてはならない
※ただし、PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く
- 例えば、PCB廃棄物の保管場所の土地・建物の売買が行われた場合でも、PCB廃棄物の保管事業者が自動的に買い主に移行することはない 等

- 高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く)の規制:
⇒ 処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなす。

PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る法制度の流れ

◆PCB廃棄物の適正な処理の推進に当たっては、PCB特別措置法と電気事業法の2つの法律で措置している。
※下記は高濃度PCB廃棄物及び使用製品の場合



(参考)PCB特措法省令による届出等の様式④

・届出様式、記入要領及び記載例

＜環境省HPに掲載＞

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>



環境再生・資源循環

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [廃棄物・リサイクル対策](#) > [廃棄物処理の現状](#) > [PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出](#)

PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出

PCB特別措置法の保管状況等の届出様式

- [ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則](#)

[様式第1号\(1\) \[XLSX 55KB\]](#) [様式第1号\(1\) \[DOC 101KB\]](#)

[様式第1号\(2\) \[XLSX 36KB\]](#) [様式第1号\(2\) \[DOC 62KB\]](#)

[様式第2号 \[XLSX 33KB\]](#) [様式第2号 \[DOC 47KB\]](#)

[様式第3号 \[XLSX 26KB\]](#) [様式第3号 \[DOC 44KB\]](#)

[様式第4号 \[XLSX 33KB\]](#) [様式第4号 \[DOC 56KB\]](#)

[様式第5号 \[XLSX 30KB\]](#) [様式第5号 \[DOC 49KB\]](#)

[様式第6号 \[XLSX 13KB\]](#) [様式第6号 \[DOC 33KB\]](#)

[様式第7号 \[XLSX 42KB\]](#) [様式第7号 \[DOC 65KB\]](#)

[様式第8号 \[XLSX 37KB\]](#) [様式第8号 \[DOC 57KB\]](#)

+ 環境省のご案内

- 政策分野・行政活動

- ▶ [お知らせ一覧](#)
- ▶ [政策分野一覧](#)
- ▶ [審議会・委員会等](#)
- ▶ [環境省政策会議](#)
- ▶ [重点施策・予算情報](#)
- ▶ [税制改正関係情報](#)
- ▶ [行政事業レビュー](#)
- ▶ [政策評価](#)
- ▶ [国会提出法律案](#)
- ▶ [公文書管理](#)
- ▶ [府省共通公開資料等](#)
- ▶ [大臣官房のお知らせ](#)

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

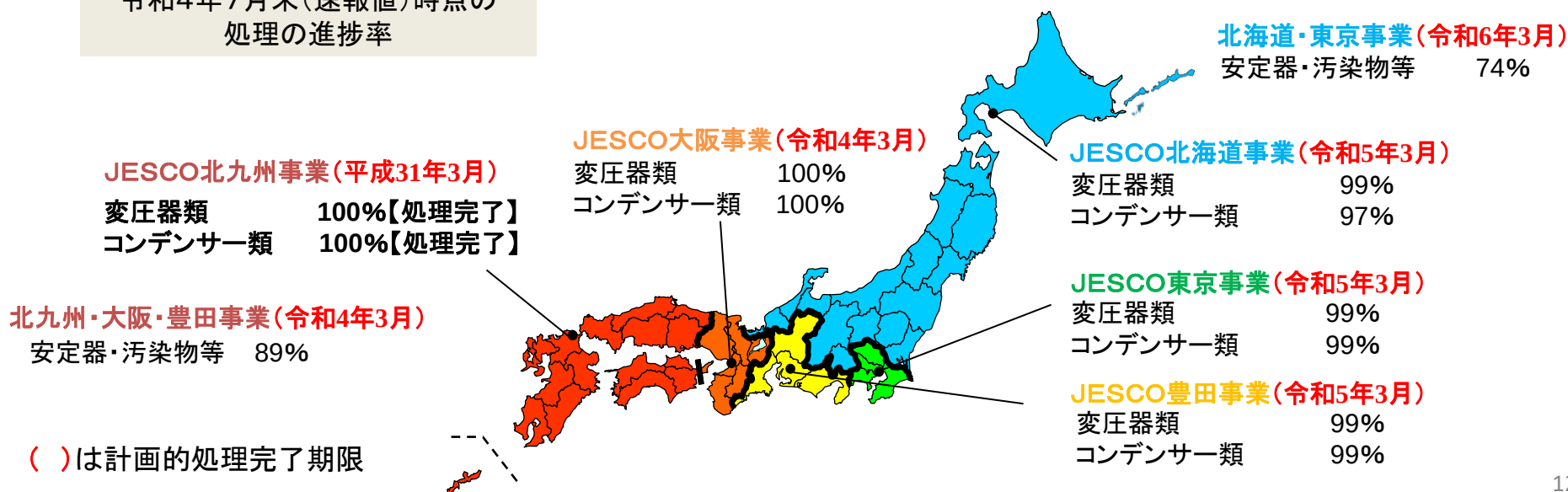
3. 高濃度PCB廃棄物処理の現状

各事業地域における高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- JESCOには、令和4年7月末(速報値)時点で、変圧器 約1.61万台、コンデンサー 約37.6万台の計約39.2万台が、処理対象として登録等されており、このうち変圧器 約1.6万台、コンデンサー 約37.3万台の計約38.9万台を処理した。
登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約99%である。
- 安定器・汚染物等については、約2.2万トンが登録されており、このうち約1.8万トン进行处理した。
処理の進捗率(全国平均)は約81%である。



令和4年7月末(速報値)時点の
処理の進捗率



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

- 令和4年5月に、施設立地地域のご理解のうえ、PCB廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定。
 - 今後の処理見通しを踏まえ、地域ごとに定める事業終了準備期間も活用した、JESCOにおける処理の継続を明記
 - 事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施。



- 高濃度PCB廃棄物については、地域ごとに定める**処分期間末までにJESCOと処分委託契約を締結しなければならないため**、処分期間終了以降において未契約のものや新規発見が生じないよう、事業所内の調査や保管するPCB廃棄物の早期処理の徹底が必須。
- 処分期間以降に仮に未契約のPCB廃棄物が残っていたり、新規発見された場合、PCB特別措置法における**法令違反状態となるため**、そのような事態が生じないよう取り組んでいただきたい。
- 一方で、上述の基本計画の変更により、令和4年9月時点において、JESCOにおける操業自体はまだ継続しているところ、処分期間以降の地域で万が一新規発見された場合は、**直ちに地域の地方環境事務所及び自治体に連絡すること。**

4. 高濃度PCB廃棄物処理推進に係る 各種制度等

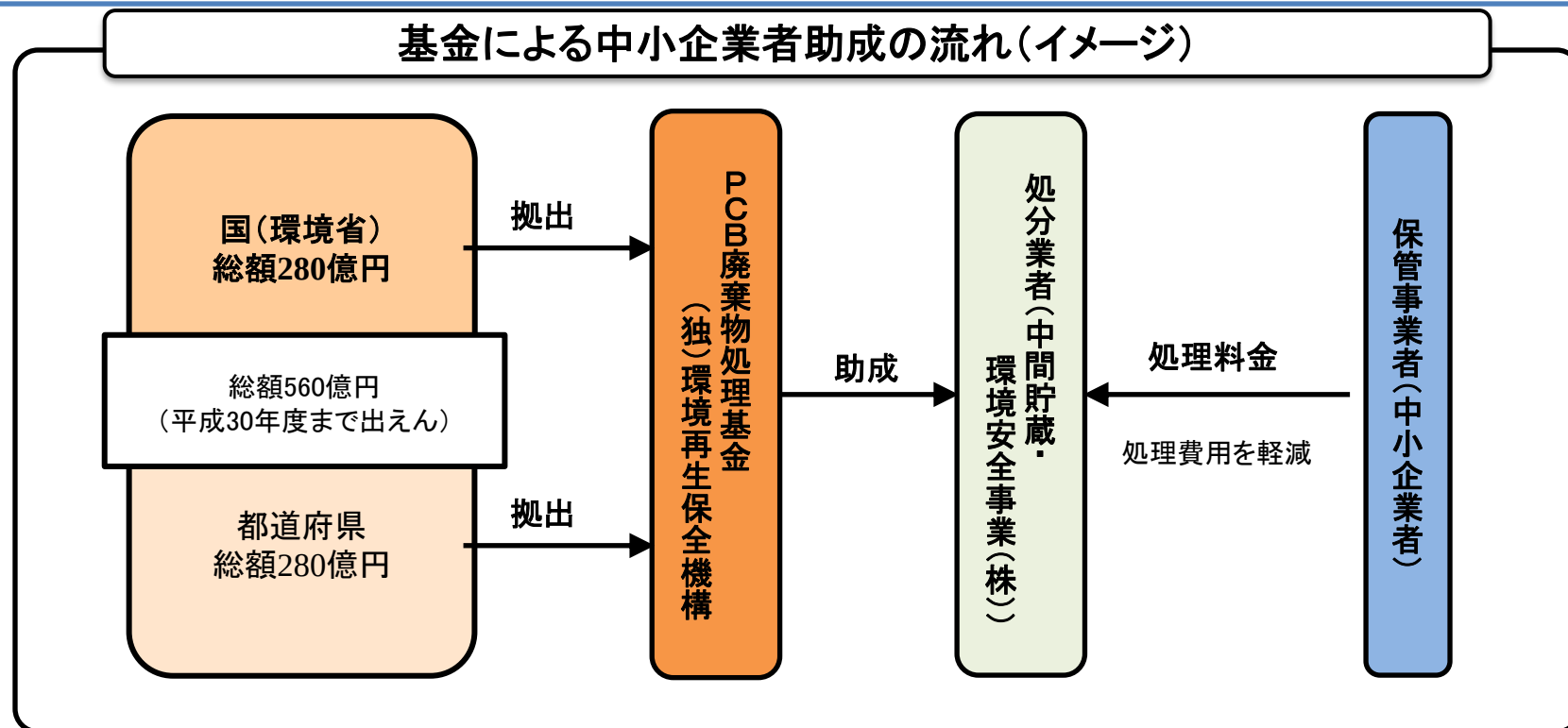
中小企業者等の高濃度PCB廃棄物処分費用の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出している。
- 収集運搬等及び処分に要する費用※¹について、中小企業者等に対しては70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人※²については95%を軽減。

※¹ 計画的処理完了期限内の地域のみ対象

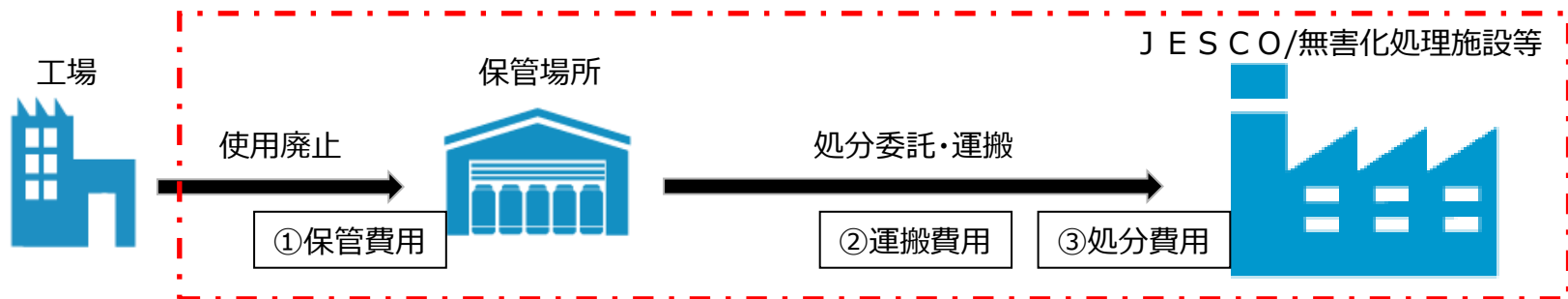
※² 事業を廃止して個人で保有している者等。個人事業主は除く。

基金による中小企業者助成の流れ(イメージ)



中小事業者のPCB廃棄物処理に係る運転資金の低利融資制度

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託までの間の保管費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの負担軽減措置分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.30%～
- 低濃度PCB：基準利率 1.16%～

中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- PCB使用照明器具のLED照明器具への交換、PCB含有有無の調査の一部を支援する補助事業の実施により、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る。
- 補助対象：東日本地域（北海道・東京事業エリア）の中小企業等のうち以下
 - ・中小企業者
 - ・中小企業規模相当の法人や地方公共団体
 - ・個人事業主又は個人
 - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
 - ・リース方式により照明器具を導入するリース会社
- 詳細については、産業廃棄物処理事業振興財団のHPを参考。 <https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/>

中小企業の皆さまへ

**PCB使用照明の調査・交換には
費用の補助制度があります！**

PCBが使用されている可能性がある照明器具の例
昭和52年3月までに建築・改修された事業所や工場・店舗の照明器具にはPCBが使用されている可能性があります。

工場・倉庫の
蛍光灯器具

オフィス・会議室の
蛍光灯器具

— 申請期限 —
**令和5年
1月31日（火）
15:00まで**

PCB使用照明器具の調査費用

補助
1/10
※上限60万円

■ 対象事業の要件

- PCB使用照明器具の調査事業
昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
- PCB使用照明器具のLED照明器具への交換事業
使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
（交換にあたっては必ずしも廃棄処理を要する。）
- ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が前提であること。

■ PCB使用照明器具（安定器）の処分期間

北九州・大阪・豊田 事業エリア
（処分期間終了）

北海道（道庁）・東京 事業エリア
令和5年3月31日まで

PCB使用照明器具の交換費用

補助
1/3
※上限3万円

■ 補助対象

- 中小企業者
- 中小企業規模相当の法人や地方公共団体
- 個人事業主又は個人
- その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- リース方式により照明器具を導入するリース会社

お問い合わせ先
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部LED補助金事務局
ホームページ： https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/
メール： ledinfo@sanpainet.or.jp TEL 03-4355-0161

環境省

…… 意外と多い照明の**エネルギー消費** ……

💡 知らないうちに、大きな損をしている？

建物のエネルギー消費量のうち照明用エネルギーは、オフィスを除くと、夏季では24%、冬季では33%も占めます。エネルギーの利用効率が低かったり、省エネルギー効果の大きなランプや照明器具、照明制御システムを導入すれば、エネルギーだけでなく、コスト削減にもつながります。

一般的なおオフィスにおける
用途別電力消費率（％）

一般的なおオフィスにおける
用途別電力消費率（％）

冷房庫 1%
OA機器 21%
照明 33%
空調 28%
エレベーター 7%
その他 10%

照明 33%

OA機器 16%
エレベーター 5%
その他 7%
空調 48%
照明 24%

照明 24%

💡 省エネ＝コスト削減

照明器具の省エネ率も今と昔では大きく異なり、ランプと器具を一緒に交換することで大きな省エネ効果を得られます。PCB使用照明器具がまだ使われていた頃と比べると消費電力は大幅にダウンし、つまり照明器具をリニューアルする事で、**約70%の消費電力削減＝コストダウン**が実現できます。

**1 オフィス・会議室のコストダウン例
LEDベースライト器具**

LED器具にリニューアルすることにより、同じ台数で大幅な省エネ。

消費電力	年間電気料金
従来品 86W×28台 =2,408W	従来品 25W×28台 =700W
LED品 FL404032型器具	LED品 FL404032型器具
従来品 約195,000円	LED品 約56,700円

**2 工場・倉庫のコストダウン例
LED高天井用照明器具**

高効率・長寿命LED照明器具にリニューアルすることにより、同じ台数で大幅な省エネ。

消費電力	年間電気料金
従来品 415W×35台 =14.5kW	従来品 123W×35台 =4.3kW
LED品 高天井用LED照明器具	LED品 高天井用LED照明器具
従来品 約588,300円	LED品 約174,400円

※消費電力はあくまで目安です。実際の消費電力は、器具の仕様や設置状況によって異なります。また、LED照明器具は、従来の器具に比べて寿命が長いことが多く、交換コストも削減できます。

環境省

5. 低濃度PCB廃棄物処理の現状について

低濃度PCB廃棄物の無害化処理実績及び体制整備の状況

無害化処理事業者の認定／許可の状況

【令和4年7月末現在の状況】

(1)無害化処理認定（大臣認定）事業者数 32事業者（33施設） *

◎焼却方式 22事業者（23施設）*
（内、筐体処理：15事業者）

* うち1事業者が2施設で認定取得

◎洗浄方式 10事業者
（内、分解・洗浄方式：2事業者）
移動式 8事業者
固定式 2事業者

(2)都道府県市の長の許可 事業者数 4事業者

◎焼却方式 2事業者（2施設）
（内、筐体処理：1事業者）

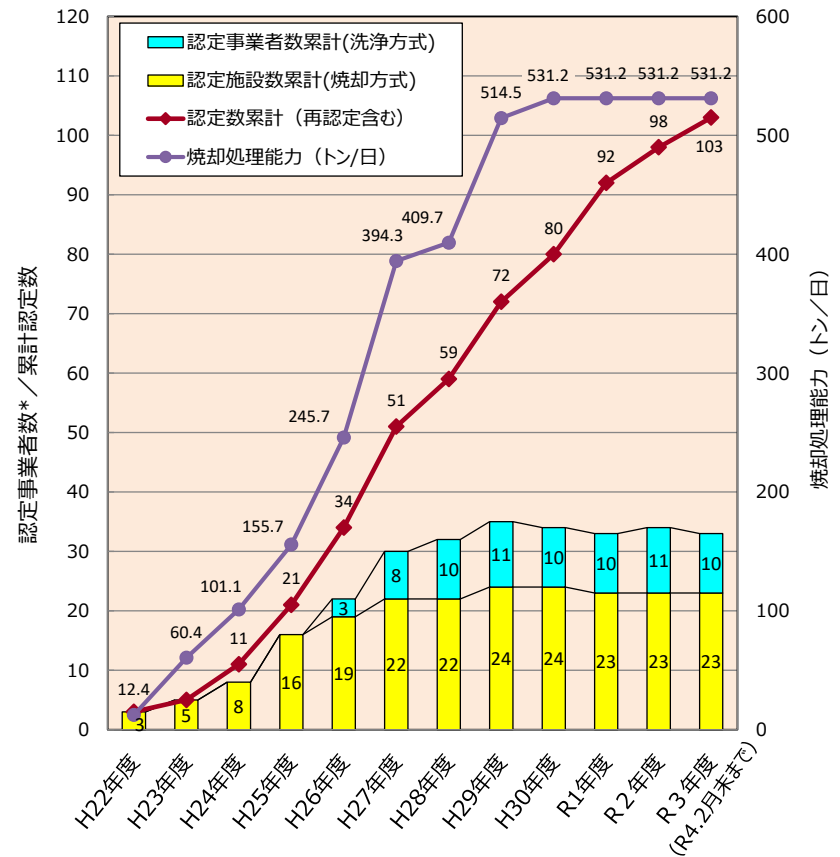
◎洗浄方式 1事業者（固定式）

◎分解方式 1事業者（固定式）

表：低濃度PCB廃棄物の処理実績量（令和3年度末までの累計）

上段：無害化処理認定事業者、下段：特別管理産業廃棄物処理業者

微量PCB 汚染絶縁油	廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	小型コンデンサー	その他PCB汚染物	PCB処理物
168,394トン	578,663台	6トン	143,752,939トン+ 214,147本（ドラム缶）	2,899トン
17,465トン	935,725台	—	53,421個（汚染物）+ 1,580本（ドラム缶）	—



無害化処理認定数及び微量PCB汚染廃電気機器の
焼却処理能力推移（エコシステム山陽を含む）

*認定事業者数：焼却方式では施設数

国の責務（PCB特別措置法第5条）

・PCBに係る情報の収集、整理や活用、技術開発、**体制整備**、その他措置等に努めなければならない。

⇒引き続き、今後の低濃度PCB廃棄物処理体制の維持に向けた取組・検討を進める。

低濃度PCB廃棄物等の実態調査に関する手引きについて

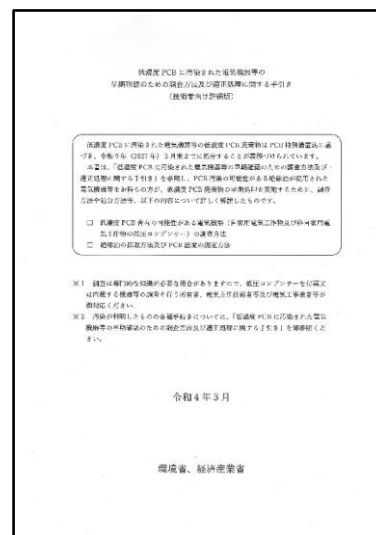
- 低濃度PCB廃棄物の早期処理を実施するために、古い工場やビルにおいて使用または保管されている、PCB汚染の可能性のある絶縁油が使用された電気機器等を確認できるよう、調査方法や処分方法等を「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」としてとりまとめ。（令和4年3月）
- 本編は基本的な事項をとりまとめ、詳細版は具体的な調査方法等を整理。
- 事例等を掲載すると共に、「封じ切り機器や絶縁油の封入量が少量である小型の変圧器等では、確実にPCBが使用された絶縁油に由来するものでないことが銘板情報等から明らかであれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物とみなして無害化処理事業者に委託して処理できる」旨※を案内。
- 低濃度PCB早期処理情報サイトや啓発用の動画・チラシ・パンフレットを作成するとともに、今年度において関係省庁を通じて当該手引きに係わる業界団体向け説明会を実施。

（※）「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン 一焼却処理編一」にも掲載

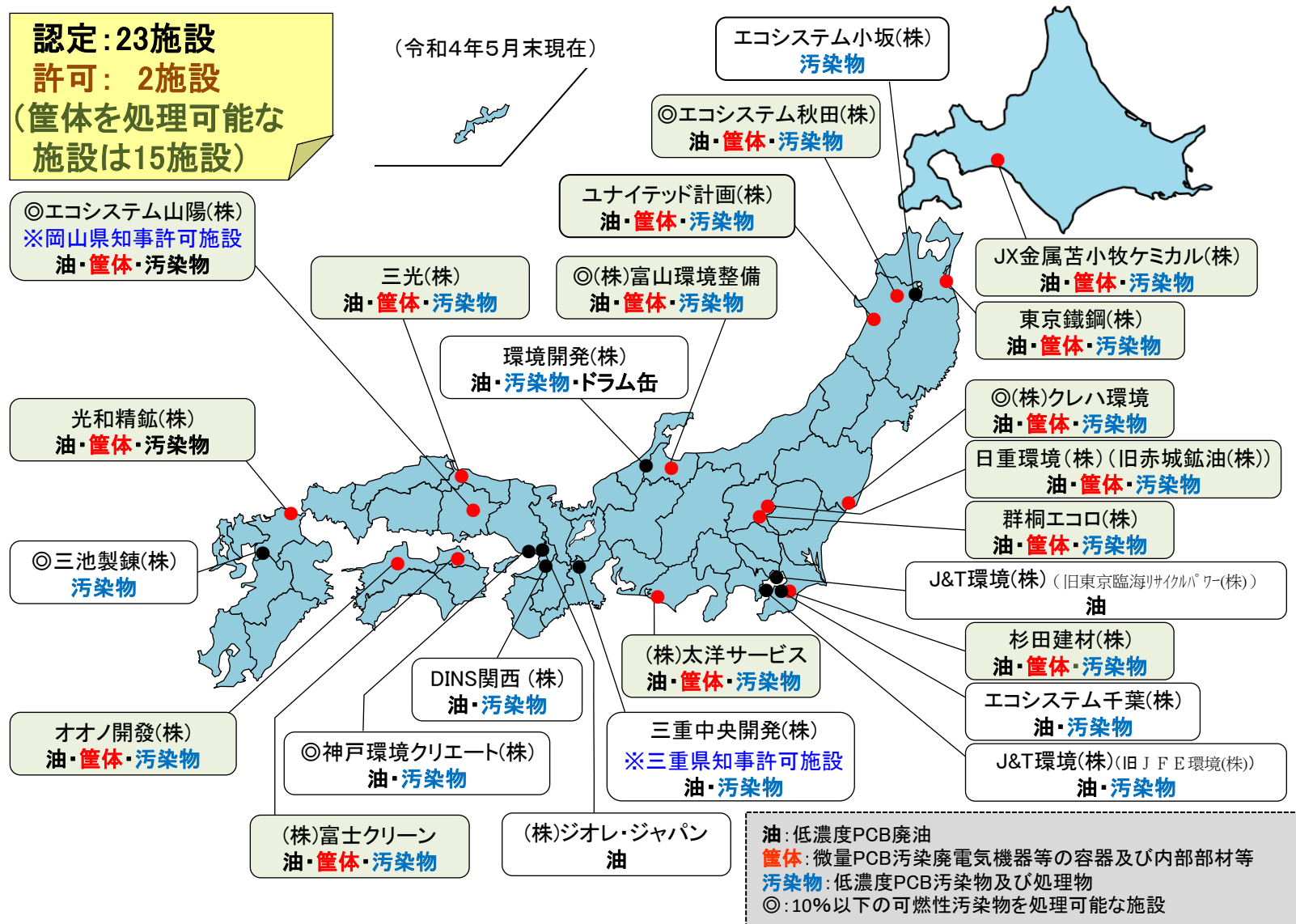
本編



技術者向け詳細版



(参考) 低濃度P C B廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》



(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》

1	●	(株)かんでんエンジニアリング	洗浄（移動式）
2	★	北電テクノサービス(株)	洗浄（移動式）
3	●	(株)神鋼環境ソリューション	洗浄（移動式）
4	▼	ゼロ・ジャパン(株)	洗浄・分解（移動式）
5	★	中国電機製造(株)	洗浄（移動式）
6	▼	東芝環境ソリューション(株)	洗浄・分解（移動式）
7	★	(株) 電力テクノシステムズ	洗浄（移動式）
8	●	九電産業(株)	洗浄（移動式）
9	○	北海道電力ネットワーク(株)	洗浄（固定式）
10	◎	(株)イオン	洗浄（固定式）
参考	▽	(株)中部環境ソリューション	洗浄（移動式）※1
	×		洗浄（固定式）※2
	●	日本シーガテック(株)	洗浄（移動式）※3

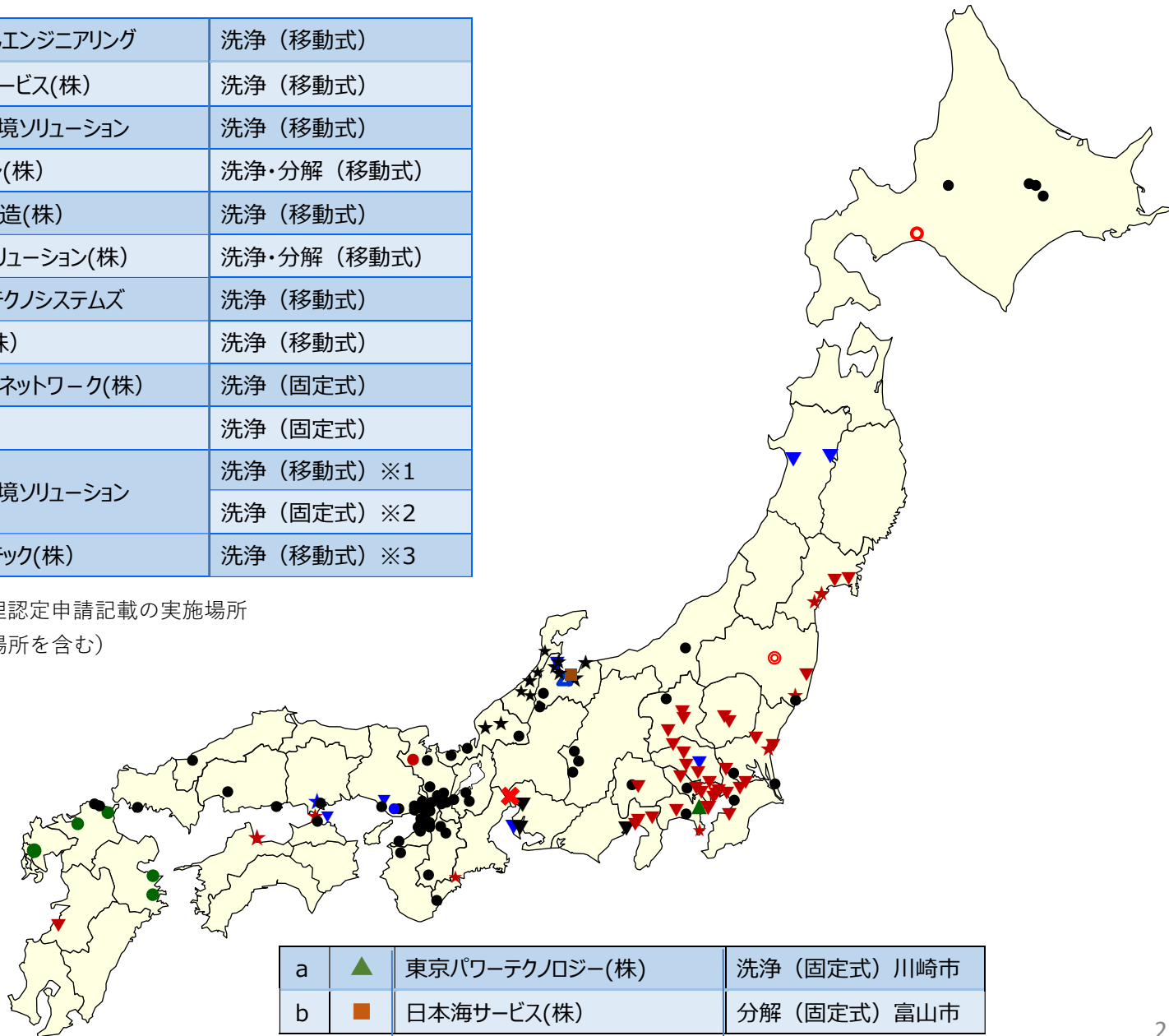
注）移動式は無害化処理認定申請記載の実施場所
（処理が完了した場所を含む）

※1 平成30年 6 月廃止

※2 平成31年 4 月廃止

※3 令和 3 年12月廃止

（令和 4 年 2 月末現在）



各種お問い合わせ先

PCB廃棄物の届出提出先、保管方法等のご相談お問い合わせ窓口

- 管轄の都道府県または政令市の産業廃棄物担当部局にお問合せ下さい
※PCB早期処理情報サイトに掲載:<<http://pcb-soukishori.env.go.jp/inquiry/>>

PCB特別措置法の法令解釈についてのお問い合わせ窓口

- 管轄の地方環境事務所(環境省)にお問い合わせください。下記HPもご参考ください。
 - ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト<<http://pcb-soukishori.env.go.jp/inquiry/>>
 - ・低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト<<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>>

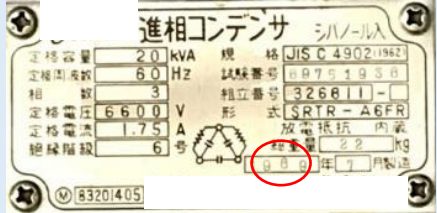
地方環境事務所	電話番号
北海道地方環境事務所 資源循環課	011-299-3738
東北地方環境事務所 資源循環課	022-722-2871
関東地方環境事務所 資源循環課	048-600-0814
中部地方環境事務所 資源循環課	052-955-2132
近畿地方環境事務所 資源循環課	06-6881-6502
中国四国地方環境事務所 資源循環課	086-223-1584
中国四国地方環境事務所・四国事務所 資源循環課	087-811-7240
九州地方環境事務所 資源循環課	096-322-2410
九州地方環境事務所・福岡事務所 資源循環課	092-437-8851

参考：高濃度PCB廃棄物等の発見事例

1. 自家用電気工作物の発見事例 No.1

	事例の概要	写真
1	低圧進相コンデンサーを処分するにあたり、微量PCB含有の可能性について調査していたところ、休止設備に古い高圧コンデンサーが残っていることに気づき、メーカーに問い合わせ高濃度PCB機器であることが判明した。この事業所はJESCO未登録台帳に記載された事業所であった。	 発見されたコンデンサー
2	空き家代執行で建物解体を計画。準備のため建屋内部を調査したところ、2階電気室内で接続された高濃度PCB高圧進相コンデンサーを発見。木床が腐食して危険であり、また電気室前にはアスベスト含有石こうボードが山積みされていたため、建物解体時に搬出して自治体で継続保管した。この建屋はJESCO未登録台帳に記載された場所であった。	 残置されていた電気室  発見されたコンデンサー
3	確実な品番確認がされないまま、「高濃度PCB含有なし」と判断し、電気保安法人の管理システムへ登録していた。本部の指示により管理システムデータの総ざらいを実施したところ、使用中のキュービクルから高圧コンデンサーを発見した。	 発見されたコンデンサー

1. 自家用電気工作物の発見事例 No.2

	事例の概要	写真
4	事業者が発電機の処分を電気保安法人へ依頼したところ、発電機がある 建屋裏手の使用していないキュービクル から高濃度PCB含有変圧器・コンデンサーを発見。電気保安法人の担当は2～3年ごとに異動があり、 使用していないキュービルの存在が引き継がれていなかった 。	 使用されていないキュービクル  発見されたコンデンサー
5	事業者はコンデンサーの保守管理について、保安管理業者に委託していたが、 前任者の知識不足により、使用中の高濃度PCB含有コンデンサーは廃棄する必要が無いと考えていた 。後任となった担当者が年次点検を実施した時に発見された。	 キュービクル内  発見されたコンデンサー
6	1980年代に竣工された建物 。竣工数年後に高圧進相コンデンサーが故障し、 更新したコンデンサーが1960年代の物だった 。 銘板の読み間違いにより、80年製だと認識していた 。事業者が委託先に低濃度PCB機器調査の指示を出し、主任技術者とは別の電気技術者が調査したところ、高濃度PCB含有高圧コンデンサーが使用中である事を発見した。	 発見されたコンデンサー  製造年を読み間違えた銘板

2. 非自家用電気工作物の発見事例

	事例の概要	写真
1	ローカルの電気鉄道会社において社内の清掃コンテストがあり、その一環で倉庫の整理をしたところ 倉庫の奥 に保管されている コンデンサー4台 を発見した。	 鉄道会社にて発見されたコンデンサー
2	溶接機製造メーカーから低濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されていると回答があった 溶接機 。低濃度PCB廃棄物として処理するため、収集運搬業者と協議したところ高濃度PCB廃棄物ではないかとの指摘を受け、コンデンサー製造メーカーに確認したところ高濃度PCBを使用したコンデンサーであることが判明した。	  溶接機 内蔵されたコンデンサー
3	自治体所有の 廃ポンプ場 に建物建設計画があり、ポンプ場撤去のため 制御盤内 を確認したところ高濃度PCB低圧進相コンデンサー(9kg)を発見した。	 制御盤内に低圧進相コンデンサーが発見された